

社会福祉

社会的弱者を含む国民全ての健康で文化的な生活を保障するための法律・制度・サービス

社会的弱者…児童・高齢者・障害者・生活困窮者など最低限度の生活を自分の力で実現することが難しい者

<社会福祉の理念>

利用者の自己決定を尊重し、援助者の援助観、倫理観が重要

- ①ナショナルミニマム…“国”が国民に保障する必要最低限の生活水準 ← **ウェット夫妻**が提唱
国民の最低限度の生活を保障しなければならない考え方

【参考】シビルミニマム…“都市”の必要最低生活水準

- ※ 日本国憲法第25条＝「生存権」「保障義務」 憲法は25っ(ニコッ)と生きろ！と言う
第1項 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
第2項 国は、すべての生活部面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない
- ※ 日本国憲法第14条＝法の下での平等…社会福祉の公平性の根拠となる

- ②ノーマライゼーション … 障害の有無関わらずすべての人が人間として地域において普通(ノーマル)の生活ができるよう当たり前の社会を作る考え方 差別されない地域福祉を推進
中心人物 : **バンク・ミケルセン** デンマークの知的障害者の福祉向上に尽力

- ③バリアフリー…4つのバリアバリアフリーは、その名の通りバリア、つまり障害を除去するという意味で障害のある人を前提にした考え方 (これに対してユニバーサルデザインは、**できるだけはじめからバリアのないデザインにしようという考え方**)

- 1.物理的なバリア⇒建築部のバリアフリー
- 2.制度的なバリア
- 3.文化・情報面のバリア⇒制度や情報のバリアフリー
- 4.意識上のバリア⇒心のバリアフリー

- ④QOL(クオリティ・オブ・ライフ)…障害の程度や種類に関わらず**より質の高い生活**を送る考え方
・1970年社会福祉分野で使われるようになった

- ⑤クライアント・センタード…来談者中心療法 来談者に無条件の肯定的な関心を持ち理解する
・日本には1940年代より導入された

- ⑥ソーシャルインクルージョン…社会の構成員として**包み支え合う**=社会的包摂
・社会的孤立、排除、摩擦から守る(高齢者の孤立、児童虐待などの対策)
・1980年ヨーロッパで普及した理念

- ⑦ユニバーサルデザイン…障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、たくさんの人々が役立ち利用しやすい環境をデザインする考え方
・1980年代に登場した言葉

<現代の社会福祉政策の援助観>

- ・ 基本的人権の尊重 日本国憲法11条
- ・ 生命、自由及び幸福追求権の尊重 13条
- ・ 生存権、国の生存権の保障義務 25条
- ・ 最低生活保障的援助観…援助をどう考えるか？
- ・ 国際人権規約

「社会福祉法」の基本理念

利用者が有する能力に応じ **自立した日常生活**を営めるよう支援すること

福祉サービスの利用者一人ひとりの 自立支援を地域全体で行うという仕組みを目指している

<社会福祉の対象>

戦前 社会福祉が始まった当初…病人や貧困者、孤児など生活上の問題を抱えた人々(本人)が対象

↓

戦後 社会福祉問題の捉え方の変化…**一般市民も対象** 生活問題の予防的対応も必要

※ 社会福祉の対象 : 公園や道路の問題などの土木行政
 育児・介護の問題
 就労問題
 生活上の問題

<社会福祉の主体>

- ① 政策主体…決定し形成を担う、国や地方公共団体
- ② 実践主体…具体的行動を担う、行政や社会福祉法人
- ③ 運動主体…福祉政策の**評価**をし、政策主体に対して**行動化を図る者**

<福祉ニーズの充足>

- ① 家庭機能の外部化…保育所など
- ② 家庭機能の社会化…年金や医療保険の制度
- ③ 私的な領域の確保
レスパイト・ケア…子育てや介護をしている人に対して一時的に中断して生き抜きできるために
 提供する援助(家族支援サービス)
- ④ 生活の質の向上…福祉サービスの多様化による質的充実
ウェルビーイング…個人の権利や自己実現が保障され身体的・精神的・社会的に良好な状態
- ⑤ ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害の対応
- ⑥ 就労環境の改善…**ワーク・ライフ・バランス**(仕事と家庭生活の調和)を図る取り組み

<イギリスの社会福祉>

- ・1601年救貧法 社会保障制度のはじまり 地方自治体に依存
- エリザベス救貧法**=世界初の救貧法 国家が中心となって成立
- ・1834年新救貧法(改正) 国家の統制による画一的な救貧政策の実施を目指した 公的救済を制限

- ・1869年COS(慈善組織協会)…ロンドンに設立 民間による慈善事業
選別主義:援助の対象は「救済に値する貧民」

トーマス・チャルマーズがイギリスのグラスゴーで行った隣友運動…**COS**の先駆的活動

この活動がアメリカに渡り体系化

リッチモンドにより **ソーシャル・ケースワーク**(個別援助技術)へ

セツルメント活動 … 貧困者と居住地域を共にし、教育や相談援助による生活改善を図る活動

宗教家や学生などによる社会の下層に属する人々に対する社会事業の一つ

集団援助技術(グループワーク、コミュニティワーク)へと発展

エドワード・デニソンが世界で初めて**セツルメント活動**

「**セツルメント・ハウス**」

- ・1884年 **バーネット**が東ロンドンに**世界初の** = **トインビー・ホール**を設立
- ・1886年 **コイト**がニューヨークに**アメリカ初の** = **ネイバーフッド・ギルド**を建てる
- ・1889年 **J・アダムス**がシカゴに**世界最大規模の** = **ハル・ハウス**を建てた

セツルメント≒隣保事業 日本では1890年代(明治時代)に「隣保事業」として展開

社会調査 19世紀末～20世紀初頭

貧困の原因:社会的、経済的要因が大きい

C.ブースの ロンドン貧困調査…3割が**貧困線以下の生活状態**であることを発見

ラウンリーの ヨーク調査…『**貧困-都市生活の研究**』

第一次貧困(水準以下)

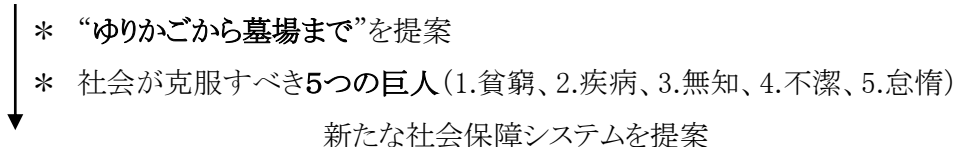
第二次貧困(水準ギリギリ)

- ・1911年イギリスで世界初「国民保険法」で健康保険と失業保険を制度化

20世紀

- ・1942年ベヴァリッジ**報告**…全国民のナショナルミニマム(最低限度の生活)

保障:福祉国家確立の必要性を説く



法制化された制度

ベヴァリッジ報告に基づいて法制化された制度

- ・1945年 家族手当法
- ・1946年 国民保険法、産業災害法、国民保健サービス法
- ・1948年 国民扶助法

★社会保険の6原則

1. 均一給付
2. 均一拠出
3. 行政責任の統一
4. 適正な給付額
5. 全国民を対象とする包括主義
6. 被保険者の分類

・1960年 貧困の再発見

タウンゼント…『貧困層と極貧層』刊行：イギリスの家計支出調査結果の再集計

国民扶助基準以下の者…人口の3.8% → “貧困の再発見”

・1988年 ロイ・グリフィス卿による報告

グリフィス報告 … コミュニティケアサービスのあり方を示した

・1990年 「国民保健サービス及びコミュニティケア法」成立

サービスの利用者と提供者の分離・ケアマネジメントの重要性

<国際的な流れ>

1924年 国際連盟「ジュネーブ宣言」採択



- ・人類は児童に対して最善の努力を尽くす
- ・発達保障、児童救済

35年後

1959年 国際連合「児童権利宣言」採択 児童は保護される存在



- ・出生権
 - ・生存権
 - ・発達権
 - ・幸福追求権
 - ・教育権
 - ・レクレーション権
- 児童の……世界に向かった宣言

20年後

1979年 国際児童年 「わが子への愛を世界の子にも」

30年後

1989年 国連総会「児童の権利に関する条約」

- ・意見表明権
- ・障害による差別解消
- ・表現の自由
- ・休息、遊びの権利

<戦前の日本の社会福祉の歴史>

1874年(明治7年)「恤救規則(じゅつきゅうきそく)」の制定…明治政府の公的救済制度

*日本国初、救貧の為の法律

親族や住民同士の人情交流(隣保相扶)で救済

対象者:70才以上の重疾病者で働くことが不可能な者、13才以下の幼年独身者

無告の窮民と限定(身寄りが無い 助けるものが誰も居ない)

1900年(明治33年)「感化法」制定…非行少年の更生目的

1911年(明治44年)「工場法」の制定 資本家による不当な労働から女性・年少者を守る=労働者保護の法律

1918年(大正7年)富山県で米騒動の発端運動

1918年(大正7年)「方面委員制度」の創設…現在の民生委員の前身。

生活困窮者の保護・救済・指導に当たった委員(地域の救済行政を補完する名誉職委員)

1929年(昭和3年)「救護法」の制定…老衰・疾病・貧困などのために生活できない者を救護する法律

*国民生活の不安と動揺を防止する為制定 国家責任を問うようになった

対象者: 65才以上の老衰者、13才以下の幼者、妊産婦 労働能力のある貧困者は除外

1938年(昭和13年)「国民健康保険法」制定

1941年(昭和16年)「医療保護法」制定

- 4つの扶助
- 生活扶助
 - 衣料扶助
 - 助産扶助
 - 生業扶助

「慈善事業家」1887年(M20)～1946年(S21)

- | | | | |
|---|---|---|--|
| M | { | 1887年 石井十次…岡山孤児院=貧窮児童 | |
| | | 1891年 石井亮一…孤女学院(現:滝乃川学園)=知的障害児施設「知的障害児教育の父」 | |
| | | 1899年 留岡幸助…家庭学校(巣鴨と北海道)「感化教育の父」 | |
| | | 1899年 横山源之助…『日本の下層社会』貧困層の実態を書す | |
| | | 1900年 野口幽香…二葉幼稚園(現:保育園) | 日本初のスラム街の託児所
1900年(明治時代)森嶋峰とフレーベル教育 |
| S | | 1946年 糸賀一雄…近江学園(知的障害児)「この子らを世の光に」=障害者福祉の基礎 | |

<戦後の日本の社会福祉の歴史>——戦後、家族制度は解体、農村部の過疎化による 相互扶助弱体化——

1947年(昭和22年)「児童福祉法」制定

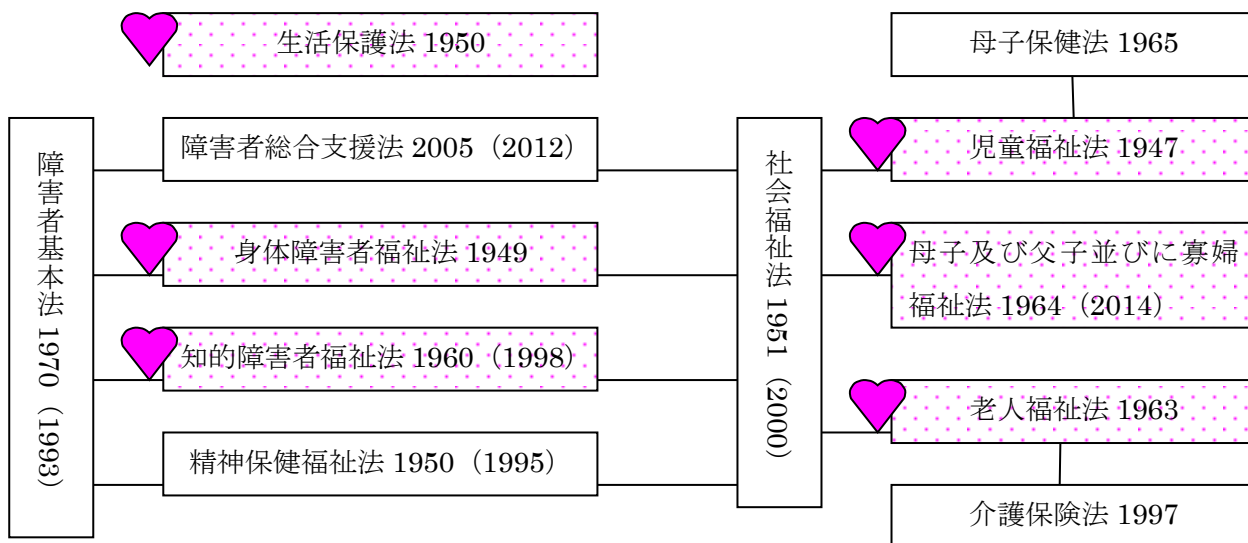
1949年(昭和24年)「身体障害者福祉法」制定(18歳以上で身体障害者手帳を持つ人)

福祉三法 → ①児童福祉法 児童の為
 ②身体障害者福祉法 障害者の為
 ③生活保護法 貧困対策

1964年(昭和39年)福祉六法体制成立

♥ 福祉六法 → 福祉三法+④精神薄弱者福祉法 ⑤老人福祉法 ⑥母子福祉法

<社会福祉の法体系>



<社会福祉制度と社会福祉関連の法律>

1985年(S61年)「女子差別撤廃条約」国連1979年その6年後に日本批准

1989年(H元年)ゴールドプラン 策定

1994年(H6年)新ゴールドプラン 策定

1999年(H11年)ゴールドプラン21 策定

高齢者保健福祉施策

2000年(H12年)介護保険制度の創設

2000年(H12年)「社会福祉の増進 社会福祉事業法の一部改正…」地域福祉の推進などが明確化

2000年(H12年)「児童虐待の防止等に関する法律」

2001年(H13年)「配偶者からの暴力の防止…」婦人相談所は、配偶者暴力相談支援センターの機能

2004年(H16年)「高年齢者等の費用の安定等に関する法律」の改定

2005年(H17年)「高齢者虐待の防止、高齢者(65歳以上)の養護者に対する支援等に関する法律」の成立

高齢者虐待5つ…身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待

2011年(H23年)「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

2012年(H24年)「子ども子育て支援法」の制定 新たな小規模保育などの推進

2013年(H25年)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定(障害者差別解消法)

2014年(H26年)「障害者権利条約」国連2006年その8年後に日本批准

完全かつ効果的な社会参加が一般原則の一つ 障害児も対象

<少子化対策、待機児童対策、子育て支援>

- 1994年(平成6年)エンゼルプラン 策定
- 1999年(平成11年)新エンゼルプラン 策定
- 2004年(平成16年)子ども子育て応援プラン 策定(後継版)
- 2007年(平成19年)仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章の策定

少子化対策 子育ては個人的なもの

↓ 視点を変えて

社会全体で担っていくもの

- 2010年(平成22年)子ども子育てビジョン 策定チルドレン・ファースト(子ども子育て支援)
- 2013年(平成25年)待機児童解消加速化プラン公表(2010年策定の先取りプロジェクトをこのプランに吸収)
- 2015年(平成27年)子ども・子育て支援新制度
- 2017年全国的な保育ニーズのピークを迎える;『待機児童解消加速化プラン』で解消のターゲット年

<社会福祉基礎構造改革>

2000年(平成12年)「社会福祉法」 制定 旧:社会福祉事業法を改正

社会福祉を目的とする**共通的基本事項**を定めた

- ①福祉サービスの**利用者の利益の保護**の制度化 (据置制度から**利用制度**へ)
- ②サービスの質の向上(人材確保、質の評価、情報公開、情報提供)
- ③**社会福祉事業**の充実、活性化(社会福祉法人の見直し)
- ④地域福祉(地域における社会福祉)の推進

<社会福祉基礎構造改革の進展>

ボランティア元年…1995年阪神淡路大震災、当時の政府(村山内閣)が名付けた

ボランティア活動の基盤整備→**社会福祉協議会(民間組織!)** ボランティア・市民活動センターをもつ

◇ボランティア活動の推進

- ① 地域組織の推進役=機会あったら参加したいと考える人、国民の6割を超えている
- ② 活動の意義や重要性が国民に認識された=福祉分野にとどまらず、
環境、文化、国際交流、人権、安全、防災、消費者、平和問題など多様な取り組み

③ 2001年国連「ボランティア国際年」と、その10年後

2011年国連「ボランティア国際年+10(プラステン)」



世界各国に呼び掛けている

国が公表

2000年報告書では福祉分野の“「公助」から「共助」へ”が示されており、新たな「公」を総合する取り組みとしてNPO、ボランティアの活用が促されている

H22版報告書(2010年厚生労働白書)「参加型社会保障(ポジティブ・ウェルフェア)の確立に向けて」

「消費型」「保護型」の社会保障から「参加型」へ⇒社会的包括、自分自身で引き出す力

生活保護に関して、社会とのつながりを結び直す支援を講じる担い手としてNPO等の「新しい公共」の活用

<障害者施策>

- 1995年 ノーマライゼーション7ヵ年戦略 ←誰もが暮らしやすい社会環境の整備
- 2002年 障害者基本計画…国民誰もが人格と個性を尊重し支え合う**共存社会**10年間
- 2003～2007重点施策実施5ヵ年計画
- 2007年 新たな重点施策実施5ヵ年計画 2008～2012

保育所は第二種
公共だけでなく株式会社の営利企業も
NPO 法人も有る

<社会福祉サービスの提供体制>

社会福祉事業は第一種及び第二種社会福祉事業とある

第一種社会福祉事業	第二種社会福祉事業
利用者の影響が大きい ため経営安定を通じた 利用者の保護の必要性 が高い事業	比較的利用者への影響が 小さいため公的規制の 必要性が低い事業
主として入所施設サービス	主として在宅サービス、 通所
国、地方公共団体又は社会福祉法人が実施 主体となるのが原則	実施主体に制限はない。都道府県に届出 によって事業経営可能

(例)「社会福祉法」に規定されている福祉サービス利用援助事業は第二種社会福祉事業

<施設設置の根拠となる法律>

- ◇第一種社会福祉事業 **児童福祉法** 下記の経営が値する
 - ①乳児院(措置) ②母子生活支援施設 ③児童養護施設(措置) ④障害児入所施設
 - ⑤児童心理治療施設 ⑥児童自立支援施設 ⑦児童発達支援センター
- ◇第一種社会福祉事業 **生活保護法**
 - ①救護施設 ②更生施設 ③生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 ④生計困難者に対する助葬事業
- ◇第一種社会福祉事業 **老人福祉法**
 - ①養護老人ホーム …介護が必要かどうかではなく経済的に問題である高齢者を養護
 - ②**特別養護老人ホーム** …介護保険で介護 3.～5.と認定された 65 歳以上の生活施設
 - ③軽費老人ホーム

<社会福祉法>

あらゆる分野への参加を推進
利用者の利益の保護、地域福祉の推進
社会福祉を目的とする事業や活動の基本事項を定める

<児童福祉法>

児童の定義…18歳未満
(例)1948年「児童福祉法」の改正により国の責任による知的障害児の保護が初めて規定
(例)1997年「児童福祉法」の改正により 保育所入所行政措置⇒市町村との利用契約制度に

<母子及び父子並びに寡婦福祉法>

児童の定義…20歳未満
母子父子福祉施設(母子父子福祉センター・母子父子休養ホーム)

<母子保健法>

保健指導、保健診査、医療の措置を講じる 国民保健の向上に寄与
乳児の定義…1歳未満
幼児の定義…満1歳～小学校就学始期まで

<生活困窮者自立支援法>

生活保護受給者に至らないように実施 宿所の提供、支援計画の作成、相談、情報提供、学習援助

<身体障害者福祉法>

身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター・視聴覚障害者情報提供施設)
自立と社会経済活動への参加を促進するために実施 援助、保護、福祉増進
身体障害者の定義…18歳以上、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者

<知的障害者福祉法>

自立と社会経済活動への参加を促進するために実施 援助、保護、福祉増進
知的障害者の定義…規定されていない

<精神保健及び精神障害者福祉に関する法律>

都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳(1級～3級 有効期限は2年)が交付される
精神障害者の定義…統合失調所、知的障害、精神疾患など

<発達障害者支援法>

発達障害を早期に発見し発達支援を行う 国や地方公共団体の責務を明記

<民法>

親権停止(2年以内) ← 制限

親権喪失 ← 申し立てると無期限に奪うことになる

家庭裁判所が審判する(原因が消滅した時、審判を取り消せる)

離婚するときには父母どちらかが必ず親権者にならなくてはならない!

未成年後見人…「民法」に基づく 財産管理の権限を持つ

複数選任 選任は家庭裁判所 社会福祉法人が選任されることがある

<民生委員法>

「民生委員」…「民生委員法」に基づき住民の一番身近にいる社会福祉専門職 **民間奉仕者**

① **都道府県知事の推薦**によって**厚生労働大臣が委嘱** **任期3年** 再任可能

② 主な任務…住民の生活状態の適切な把握

援助を必要とする者の相談・助言を行う

福祉サービス利用の援助を行う

社会福祉従事者等との連携した支援を行う

福祉事務所等の業務連絡

③ 児童委員を兼務 「児童福祉法」第16条で規定

担当区域内の児童や妊産婦について福祉の増進を図るための活動

児童虐待の発見、緊急の必要があると認めた場合 直接児童相談所所長に通知

民生委員、児童委員、主任児童委員の総数 2014年現在**約23万人**

民生委員児童委員協議会…民生委員が一人では対応できない生活問題に対応 業務の不均衡を調整

<老人福祉法・介護保険法> ←高齢者福祉分野! 65歳以上

老人福祉法第1条

この法律は、老人福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその**心身の健康の保持**
及び**生活の安定のために必要な措置**を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする

* 市町村に市町村**老人福祉計画**の策定義務 都道府県に都道府県老人福祉計画の策定義務

介護保険法第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、**必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付**を行うため、国民の**共同連帯の理念**に基づき介護保険制度を設ける

介護老人**保健施設**…介護保険法 病院と自宅の橋渡しの役割 期間を決めて機能訓練

介護老人**福祉施設**…**老人福祉法** 「終の住まい」入所期間は決まっていない

(例)特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく介護老人福祉施設

* 市町村に市町村**介護保険事業計画**の策定義務 都道府県に都道府県介護保険事業計画の策定義務

<障害者基本法>

総合的、計画的に自立及び支援

* 市町村に市町村**障害者計画**の策定義務 都道府県に都道府県障害者計画の策定義務

障害の有る人に関係する一番大切な法律 法律や制度について基本的な考え方を示している

障害者基本法**第2条**

1.障害者、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能障害がある者であつて障害及び社会障壁により**継続的(長引くとか不変的)に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの**

障害者基本法**第4条**

1.何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

<障害者総合支援法>

2003年3月まで 支援費制度・措置制度 福祉サービスの利用内容・量・行政が決定

2005年 障害者自立支援法 公布 1割の自己負担

2010年 障害者自立支援法 改正 利用者の収入に見合った自己負担 応能負担に改められた

2013年 障害者総合支援法

【 改善点4つ 】

- ・ 基本理念に、住み慣れた場所で「**共生社会**」の実現 明記
- ・ 障害者の定義の拡大:**難病等による障害**…手帳の取得は出来ないが一定の障害がある
- ・ 障害程度区分⇒**障害支援区分**に変更 「6」支援の必要が最も高い 以下「5・・・1」
- ・ 重度訪問介護 (対象者拡大) ヘルパー長時間派遣

支援区分の認定、支給要否の決定…市町村

■障害者総合支援法 の 2本柱

1・地域生活支援事業 **都道府県、市町村が主体**

障害者、障害児の自立した生活を送るために地域の特性に応じて実施

- ・ 成年後見人制度支援
- ・ 福祉用具の給付、貸与—— 市
- ・ 意思疎通支援-————— 県

2.自立支援給付

- ・ 障害福祉サービス(**介護給付**、ヘルパーサービス、施設の入所通所、**就労支援**)
- ・ 自立支援医療
- ・ 相談支援事業
- ・ 補装具

* 市町村に市町村**障害福祉計画**の策定義務 都道府県に都道府県障害福祉計画の策定義務

「行動援護」…知的障害者、精神障害者の行動する際に生じ得る危険を回避するための援護

障害支援区分が区分3以上 介護給付費の一つ

「同行援護」…視覚障害者が外出時に利用する支援

「就労継続支援」…事業所に雇用されることが困難な障害者の訓練の便宜

「就労移行支援」…一般企業に就職を希望する障害者が、生産活動その他の知識・能力の向上を目的とした訓練や準備を行う就職活動支援 就労支援事業の一つ

<利用者の権利擁護>

権利擁護**アドボカシー**…援助者が代弁 自分で決めることが困難な人への擁護

①日常生活自立支援事業

実施主体:都道府県・指定都市**社会福祉協議会**

判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用援助

日常的金銭管理、書類預かりサービスを行う

②成年後見制度…国・地方公共団体は虐待、それを受けた高齢者の保護、財産上の不当取引による被害の防止、救済を図るため利用促進義務を定めている(後見・保佐・補助)

・**法定後見制度**…判断能力が不十分な状態にある人に裁判所が選任した代理人が支援

・**任意後見制度**…将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて本人の意思で選任

<社会福祉サービスの情報の提供>

社会福祉法第75条

適切かつ円滑に 経営する社会福祉事業に関し**情報の提供**を行うよう努める

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

児童福祉法

は、市町村に情報の提供を義務付けている

ワムネット → 福祉保健医療情報システム(WAM NET)

「国・地方公共団体」と「利用者」のあいだで福祉サービス情報をやりとりするシステム

<社会福祉の実施機関と体制>別紙

・ 精神保健福祉センター

・ 婦人相談所

・ 児童相談所

・ 知的障害者更正相談所

・ 身体障害者更正相談所

都道府県が管理

(知的障害者相談員…民間の協力者)

<苦情解決>

社会福祉法第82条

社会福祉事業の経営者は……利用者などからの苦情の適切な解決に努めなければならない

社会福祉法第83条

都道府県社会福祉協議会に……人格が高潔 識見 社会福祉 法律 医療に関し 学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置く



福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることが出来る
各事業所からの報告義務はない

<福祉サービスの第三者評価>

評価調査者…評価調査者養成研修を受講

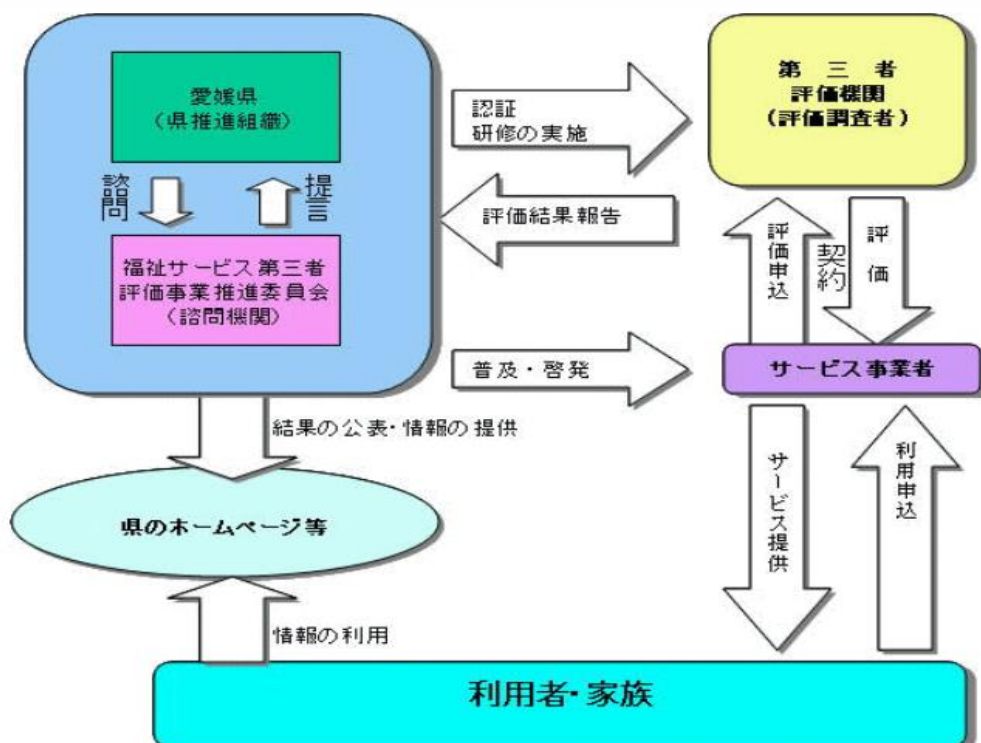
評価を行う機関は、NPO法人、公益法人 都道府県推進組織に設置された第三者評価機関認証委員会の認証を受ける

…客観的な評価のため評価されるサービス事業者やその利用者を除き 公正な立場の機関が行う

社会福祉法第78条

2. 社会福祉事業の経営者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない(あくまでも努力義務のレベル)
3. 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない

第三者評価の仕組み



<社会福祉法人>

社会福祉事業を行う目的 必要な資産を備えて良し 国や地方公共団体による補助金あり (助成措置)

役員——理事6人以上、監事2人以上 監事は理事、職員を兼ねることは出来ない

- ① 公益事業:社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
(例)介護保険法に規定する居宅サービス事業、有料老人ホームを経営
- ② 収益事業:その収益を社会福祉事業または一定の公益事業の経営に充てる
(例)所有する不動産を活用し貸ビル、駐車場の経営等

<共同募金会>…赤い羽根募金

第一種社会福祉事業=社会福祉法人=非営利法人 各都道府県に設立

戸別募金70%>街頭募金はたった2%

- ・共同募金事業は、都道府県**共同募金会**が実施
 - ・集めた寄付金は、都道府県内の社会福祉事業団体等に配分
 - ・高齢者や障害者等を対象とする福祉サービス事業や各種福祉研修等、地域福祉の推進に利用
- 配分: 社会福祉を目的とする経営者以外には配分しない 配分委員会の承認
- 配分について国、地方公共団体は干渉してはならない

<社会福祉協議会>

「社会福祉法」に基づく 地域福祉の推進を図ることを目的とする**民間団体**

地域住民にとって身近な存在であり、地域福祉活動を住民と協力して推進する 直接住民や地域が対象

- ① 全国 社会福祉協議会 1か所/職員約130人 … 全国段階 連合会として設置
- ② 都道府県・指定都市 社会福祉協議会 67か所/職員約15,000人 … 広域での地域福祉
- ③ 市区町村社会福祉協議会 1,851か所/職員約133,000人…身近な地域で住民の参加活動

<社会福祉の財政>

・歳出の構成比(歳出総額に対して)平成23年度

民生費23.9% 教育費16.7% 公債費13.4% 土木費11.6% 総務費9.6%



民生費が最も大きな割合を占める

・民生費の目的別比(民生費総額に対して)平成27年度

- 児童福祉費30.6%…児童福祉行政に要する経費 ←最も大きな割合
- 老人福祉費24.1%
- 社会福祉費24.1%…障害者等の福祉対策に要する経費
- 生活保護費16.9%
- 災害救助費4.3%…災害に対する応急救助、緊急措置に要する経費

<社会福祉の費用負担>

措置施設(乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設)入所もしくは、里親制度によって措置された場合
施設入所は行政権限により行われる 措置施設の費用は応能負担

平成22年～障害者の利用者負担は応益負担から応能負担になった

「措置費」国際負担金＝児童の生活費(事業費)＋職員人件費(事務費)＋施設運営管理費

事業費＝教育費(学習塾の通学費、部活動の費用)

事務費＝人件費(例:2歳児未満一人当たり376,850円・児童一人当たり115,480円)

応能負担…児童が入所している扶養義務者は負担能力に応じて費用を支払う

応益負担…受けたサービスの量に比例して負担する＝介護保険など社会保険方式で採用

- ・費用負担方式…措置権者(援護の実施機関)が施設や業者に支払い、利用者が措置権者に納入
- ・支援費方式…利用者が市町村に支援費を請求し支給された支援費と負担すべき額を施設や業者に支払う
身体障害者更生援護施設、知的障害者更生援護施設の入所などで採用

<生活を保障する制度>…**社会保障制度**には、医療保険、年金制度、雇用保険など

社会福祉従事者(社会福祉専門職)

名称独占資格… <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">国家資格</div>	{	社会福祉士 【義務規定】誠実義務、資質向上の義務、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携 介護福祉士 【義務規定】社会福祉士と同じ 精神保健福祉士 【義務規定】信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携 保育士 【義務規定】信用失墜行為の禁止、秘密保持義務
任用資格……………	{	社会福祉主事…福祉事務所等に配置 児童福祉司…児童相談所 医師や社会福祉士の資格を持つ 知的障害者福祉司…知的障害者更生相談所 福祉事務所 等 身体障害者福祉司…身体障害者更生相談所 福祉事務所 等 児童指導員…児童相談所 児童養護施設等 母子指導員…母子生活支援施設 母子の生活指導を行う 精神保健福祉相談員…精神保健福祉センター 相談.訪問.指導
業務独占資格……………	{	医師、看護師、弁護士等

<医療保障>

組合管掌(かんしょう)健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険…民間会社の勤労者
 船員保険…船員
 共済組合保険…公務員
 国民健康保険…農業者、自営業者等 保険者:市町村

保険者:企業の医療保険

<所得保障>

公的年金制度…生活を安定させるための制度

国民皆(かい)年金…原則として20歳以上の国民すべてが国民年金制度に加入し基礎年金を受ける

(受給資格期間を満たしていなければ、70歳まで国民年金に任意加入)

(厚生年金の適用事業所に雇用されている70歳までの者は、原則、加入)

- * 第1号被保険者:自営業者や学生(国民年金のみ)
- * 第2号被保険者:民間企業の被用者(国民年金+厚生年金)、公務員(国民年金+共済年金)
- * 第3号被保険者:第2号の配偶者(国民年金のみの加入保険料なし)

厚生年金加入者・共済組合加入者は自動的に国民年金2号被保険者になる

<労働保障>

雇用主と被雇用者の関係 ⇒ **セーフティネット**として用意された雇用保険

1.雇用保険…労働者の生活の安定 と 雇用の安定を図る 失業を少なくして雇用全体の安定を図る

保険者=“国”、被保険者=“雇用される労働者”

保険料負担=被用者と雇用者の折半

失業した場合の給付…求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付

保険給付とは別に事業を行っている…雇用安定事業、能力開発事業

2.労働者災害補償保険…必要な医療費の給付、社会復帰の促進と家族の援護

保険者=“国”、被保険者=“公務員を除く被用者(労働者)”

保険料負担=事業主全額

<介護保険>

保険者…市町村、特別区

要介護認定…市町村 厚生労働省令で定める有効期間がある

第1号被保険者：65歳以上のすべての人（保険料は年金から天引き）

65歳以上を対象に市役所から介護保険被保険者証が交付される

第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

要支援者＝・65才以上

・40才以上65才未満、【原因】身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたもの

要介護者＝・65才以上

・40才以上65才未満、【原因】身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたもの

要支援状態1.2…介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを給付

要介護状態1～5…施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスを給付

介護保険の利用者負担は、**応益負担** ただし合計所得金額が一定以上ある場合2割負担

※措置制度…行政がサービスを指示、決定「介護福祉サービス」、行政の決めたところしか入所出来ない

デメリット：特別養護老人ホームなどの施設に入所させると姥捨て山イメージから老人病院等への長期入院が増え医療保険を圧迫するようになった

※契約制度…自分たちでサービスを選択して、個々に事業所と契約を結ぶ

メリット：「介護保険サービス」⇒サービスの選択を出来るようになった

老人病院も療養型介護として、保険サービスに切り替わった

一番のメリット：税金で全てを補っていたサービスが社会保障として、国民の負担で支える仕組みになった

★介護保険制度のケアマネジメントの過程

アセスメント(過程の課題分析)→ケアプラン作成→サービスを実施→モニタリング(状態把握の評価)

★介護保険制度の詳細を知りたい場合、「地域包括支援センター」にて説明を受けるとよい

<生活保護制度>

基本原理 : その一つ「保護の補足性」
 原則 : その一つ「申請保護の原則」
 趣旨 : 日本国憲法第25条に規定する理念に基き国が**生活に困窮**するすべての国民に対して、その**困窮**に対し必要な**保護**を行い、その**最低限度の生活を保障**するとともに、その**自立を助長**することを目的

扶助の給付方法 : **保護費**として支給
 衣食その他日常生活の需要を満たすために行われる**金銭給付**と
 医療扶助、介護扶助の**現物給付**がある

相談・申請窓口…**福祉事務所** → **ミーンズテスト**…申請者が生活保護の要件を満たすか資力調査
 生活保護は世帯単位
 世帯全員の資産・能力、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合
 などのあらゆるものを活用するのが前提
 扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護よりも優先される

* 近年、世帯類型別の被保護世帯数の動向は、高齢者世帯が一貫して増加傾向

<生活保護法8つの公的扶助> 扶助＝力添えをして助けること 援助

基本は金銭給付

- ・生活扶助…光熱費、衣食などの日常生活費
- ・教育扶助…義務教育に必要な学用品、給食費
- ・住宅扶助…アパート家賃、住居の補修費
- ・**医療扶助**…医療(入院、通院)に必要な費用＝**現物給付**医療サービス
- ・**介護扶助**…介護保険の利用が困難な場合それと同じ介護サービス＝**現物給付**介護サービス
- ・出産扶助…ぶんべん
- ・生業(せいぎょう)扶助…技能習得費
- ・葬祭扶助

<社会手当>

児童扶養手当……離婚、死亡、障害、生死不明、DV保護命令、婚姻によらないで生まれた児童を監護・養育している父母等に支給

特別児童扶養手当…20才未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している父母等に支給

障害児福祉手当……重度の障害を有する日常生活に常時の介護が必要な在宅の20歳未満の者に支給

特別障害者手当……著しく重度の障害を有する日常生活に常時の介護が必要な在宅の20歳以上の者に支給
 公的扶助のように、財源は**公費** 事前の加入や拠出は無し！ただし、支給に所得制限有

<その他の保障>

- ・生活福祉資金貸付制度 … 資金の貸付 実施主体は都道府県社会福祉協議会
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 … 資金の貸付 実施主体は都道府県
- ・公営住宅制度 … 地方公共団体が建設、買取、借り上げた住宅を低所得者に提供

<相談援助>

ソーシャルワーク=相談援助 社会福祉の法律、制度、施設などを十分に活用するための技術

社会に暮らす人の人間関係の問題を解決

福利が増進することを目指す 福利=ウェルビーイング=精神的・身体的・社会的に良好

人権意識を高く持ちQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上を目指して実践!

ジェネリック(汎用性・一般的)な視点で問題を解決=全体像をとらえる

ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践モデル 包括的な視点でとらえる

- ① 治療モデル : リッチモンド 方法論を応用 問題点をなおす
- ② 生活モデル : ピンカス、ミナハン 人と環境の相互作用を重視
(例)家族の情緒的な関わりを受けられ無い場合
- ③ **ストレングスモデル** : サリーベイ、ラップ 利用者(クライアント)の回復力や長所を活かす
(例)「できないこと」に焦点を当てるのではなく、「できること」を大切にする支援

ジェネラリスト・ソーシャルワークの対象レベル

- ① ミクロレベル(個人)
- ② メゾレベル(家族・集団)
- ③ マクロレベル(地域・社会)

ケースワークの原則…「個別化」に基づき
一人一人の解決方法を考える

バイステックの7原則=個別援助技術=援助者の態度や心がけ

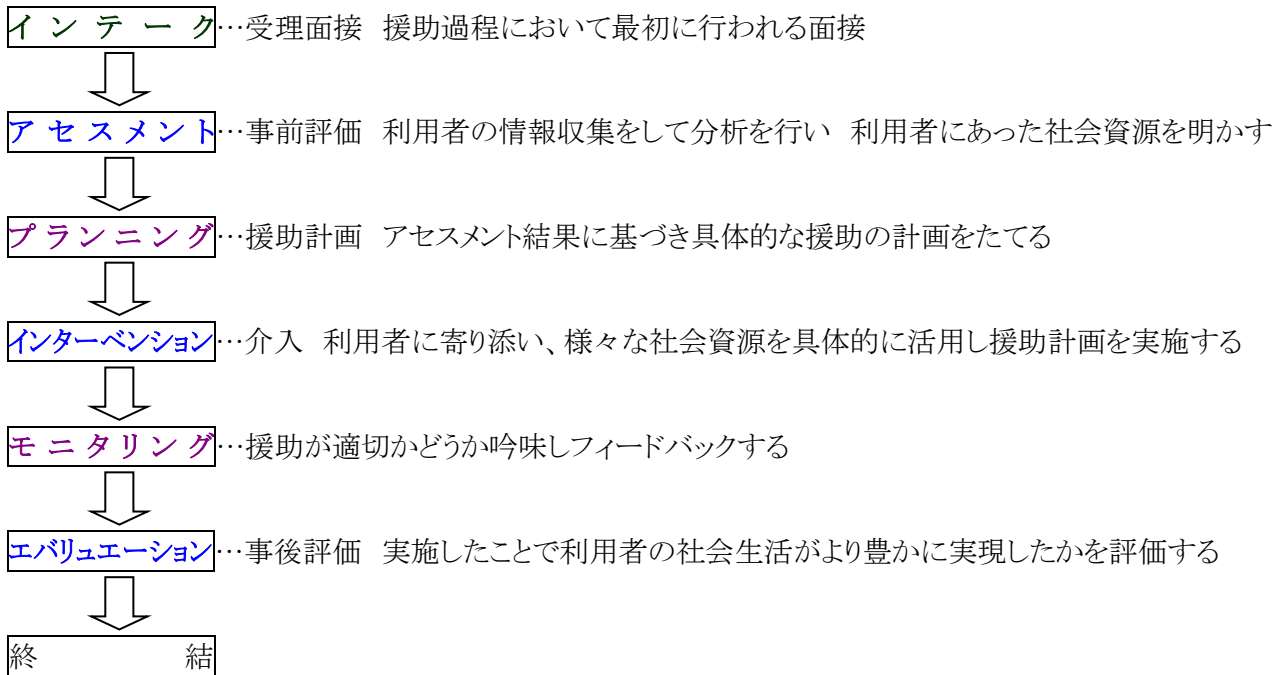
- ① 個別化…同じ問題を抱える者でも個別に対応
- ② 意図的な感情の表出…対象者の感情表現を自由にさせる
- ③ 統制された情緒関与…対象者の感情に引っ張り込まれない
- ④ 受容…対象者の現状をそのまま受け止める(認めることではない)
- ⑤ 非審判的態度…審判しない
- ⑥ 利用者の自己決定…自分で決定することを支援
- ⑦ 秘密保持…知り得た情報は一切もらさない

バールマンの4つのP

ケースワークの4つの構成要素

- ・Person (人)
- ・Problem (問題)
- ・Place (場所・援助機関)
- ・Process (過程)

<援助の過程>



<問題解決の方法(アプローチ)>

①と② 2つは短期アプローチの代表

- ① 課題中心アプローチ …「いま、ここ」を重視 問題確定→課題抽出→目標設定→計画的援助
- ③ 解決志向アプローチ …臨床心理の短期療法の影響を受けている
- ③ エンパワメントアプローチ…利用者の持つ力(潜在能力)を引き出す援助&原因となる環境を変革する
- ④ ナラティブアプローチ …「物語」に基づく援助

<専門用語>

クライアント … 問題を抱えている人

ワーカー … 援助の技術について専門的な訓練を受けた人

ラポール … 相互信頼関係 (クライアントとワーカー) (例)問題の解決にはラポールがあることが大切

ソーシャルアクション …世論を喚起して立法・行政機関に働きかけ、政策・制度の改善をめざす組織行動

ソーシャルワーク・リサーチ … 間接援助技術 社会環境に働きかけ改善し問題を解決すること

アウトリーチ … 福祉サービスを必要としながらそのサービスを利用出来ないで居る人を発見すること

<社会資源>

フォーマルサービス … 社会福祉制度、公的な福祉サービス

インフォーマルサービス … 家族や友人 地域の人々 ボランティア等による支援

<支援や機関の根拠法>

保健所 … 「地域保健法」
 発達障害者支援センター … 「発達障害者支援法」
 児童発達支援センター … 「児童福祉法」
 児童家庭支援センター … 「児童福祉法」

後期高齢者医療 … 「高齢者医療の確保に関する法律」
 特定健康診査 … 「高齢者医療の確保に関する法律」
 要介護認定 … 「介護保険法」
 幼児に対する保健指導 … 「母子保健法」
 年少者(15歳以下)の労働を制限 … 「労働基準法」
 婦人相談員 … 「売春防止法」

(要保護女子を発見して指導を行い婦人保護施設への入所の必要性を判定し保護更正を行う)

○自立支援の分野

障害者福祉 … 障害者基本法
 高齢者福祉 … 介護保険法
 児童家庭福祉 … 児童福祉法

<地域包括支援体制の構築>

- ・ 高齢者・障害者・児童などの分野を総合的に対応できる、包括的な相談支援システムをつくる
- ・ 介護と育児のダブルケアなどの複合的なニーズに対応できる支援サービスを提供する
- ・ 支え側と受け手側に分けず 住民が役割を持ち支えながら活躍できる地域コミュニティーを育成する

<その他の情報>

社会福祉基本構想懇談会…今日、公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉課題が発生
 その解決に向け 形態 「自助」「公助」「共助」が提起された

GDP … Gross(総計) Domestic(国内の) Product(生産) = 国内総生産

「日本で日本人が働いて稼いだ儲けのトータル」

GDPがアップすると 雇用も増える ⇒ 従業員の給料もアップする

日本1.29% フランス2.91% スウェーデン3.63% 日本は先進国の中では低い！！

H28年国民生活基礎調査 世帯構造

- ① 夫婦と未婚の子の世帯 29.5%
- ② 単独世帯 26.9%
- ③ 夫婦のみの世帯 23.7%
- ④ ひとり親と未婚の子のみの世帯 7.3%
- ⑤ 三世帯世帯 5.9%
- ⑥ その他の世帯 6.7%

- ・平均的世帯人員は3人未満
- ・児童の居る世帯は全世帯の3割未満
- ・児童の居る世帯のうち核家族は8割以上

H28年国民生活基礎調査 世帯類型

- 高齢者世帯 26.6%
- 母子世帯 1.4%
- 父子世帯 0.2%
- その他の世帯 71.8%

【完結出生児数】結婚した夫婦が生む子供の数

1950年代には3.5以上
 ここ30年間2.2程度で変化が無かったが
 2010年はじめて1.96となってしまった

【合計特殊出生率】一人の女性が生涯に産むであろう平均的な子供の数(15歳～49歳の平均)

2005年(H17)過去最低の 1.26 となった
 その後は、増減を繰り返し
 2016年(H28) 1.44 となっている

H28版厚生労働白書 総人口はすでに人口減少に入っており今後も減少することが推測される
 「人口推計」H29 年少人口約1500万人台、老年人口約3400万人台で 老年人口のほうが多い

今の日本は「**超高齢社会**」 上昇傾向が続いている
 高齢化率
 7%以上…高齢化社会 (1970年S45)
 14%以上…高齢社会 (1994年H6)
 21%以上…超高齢社会 (2007年) **2017年(H29) 27.7%**